

## 北九州市の大気・水質等の現況 (令和4年度測定)

令和4年度の環境の現況は、光化学オキシダントなど、一部環境基準※不適合の項目はあったものの、前年度の状況に比べ大きな変化はなく、概ね環境基準に適合していた。※環境基準：人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

### 1 大気汚染

表-1, 2 図-1

#### (1) 一般環境大気測定局 (13) 及び自動車排出ガス測定局 (4) 表-3 図-3

- ① 二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質 (PM2.5) は、全ての測定局で環境基準に適合していた。
- ② 光化学オキシダントは、14 測定局全てで環境基準 (0.06ppm) に不適合であったが、注意報の発令 (0.120ppm) はなかった。市民が屋外で活動する昼間 (5~20 時) の環境基準適合率は 90.2% (江川局) から 96.2% (小倉局) の範囲であった。全市平均値は前年度と同様であった。

#### (2) 有害大気汚染物質 (4 測定局)

表-4

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは、全ての測定局で環境基準に適合していた。

#### (3) アスベスト (5 測定局) 【環境基準なし】

表-5 図-4

5 測定局でのアスベストの全市平均値は、1 リットル中に 0.06 本であり、近年は同程度で推移している。

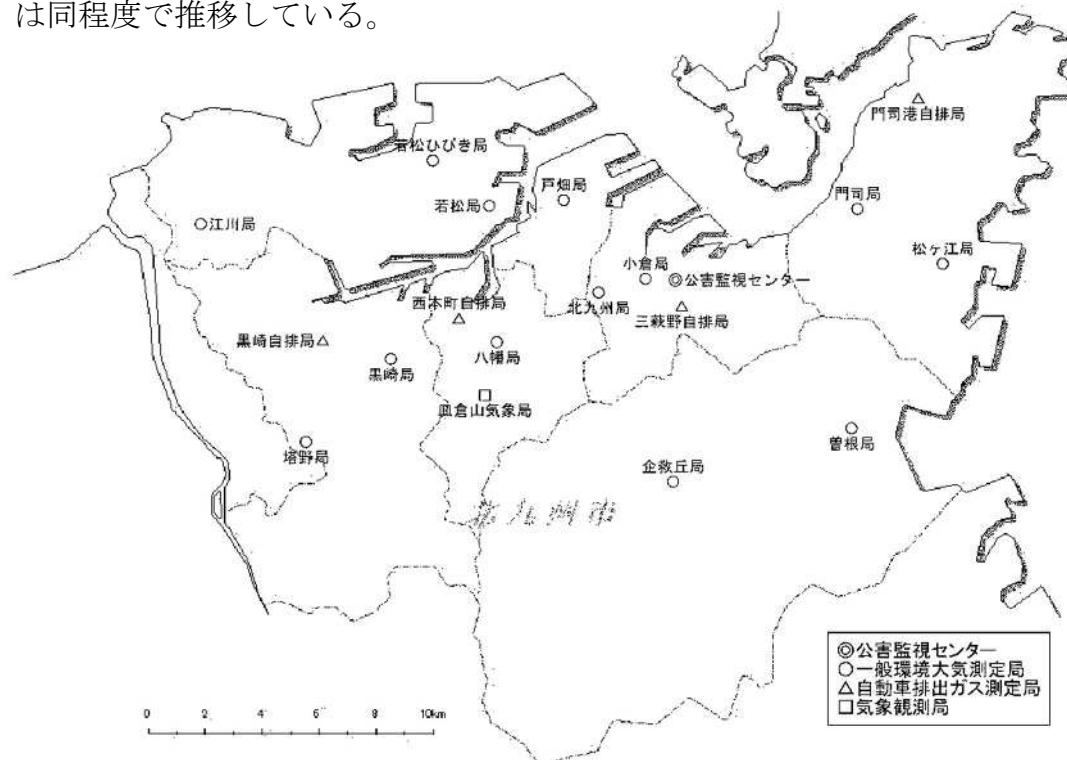


図-1 大気常時監視測定局位置図 (R5.3.31 時点)

(4) 降下ばいじん (11地点)【環境基準なし】

表-6 図-5

11地点での降下ばいじんの全市平均値は、3.3トン/k<sup>2</sup>/月であり、測定場所別には2.0~4.4トン/k<sup>2</sup>/月の範囲であった。全市平均値の経年変化は、昭和40年代(昭和43年度 20.2トン/k<sup>2</sup>/月)と比べると大幅に減少し、近年は減少又は横ばいの傾向である。

2 水質汚濁

(1) 河川 (27地点)

表-7 図-2, 6

代表的な水質指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)は、河川の環境基準点16河川27地点の全てにおいて、環境基準に適合していた。

(2) 海域 (7地点)

表-8 図-7

代表的な水質指標であるCOD(化学的酸素要求量)は、環境基準点全てで環境基準に適合していた。全窒素及び全りんについては、全ての水域で環境基準に適合していた。健康項目は、全ての環境基準点で環境基準に適合していた。

(3) 湖沼

表-9

湖沼の環境基準が定められているます湖ダムにおいて、COD、全りん、健康項目について環境基準に適合していた。

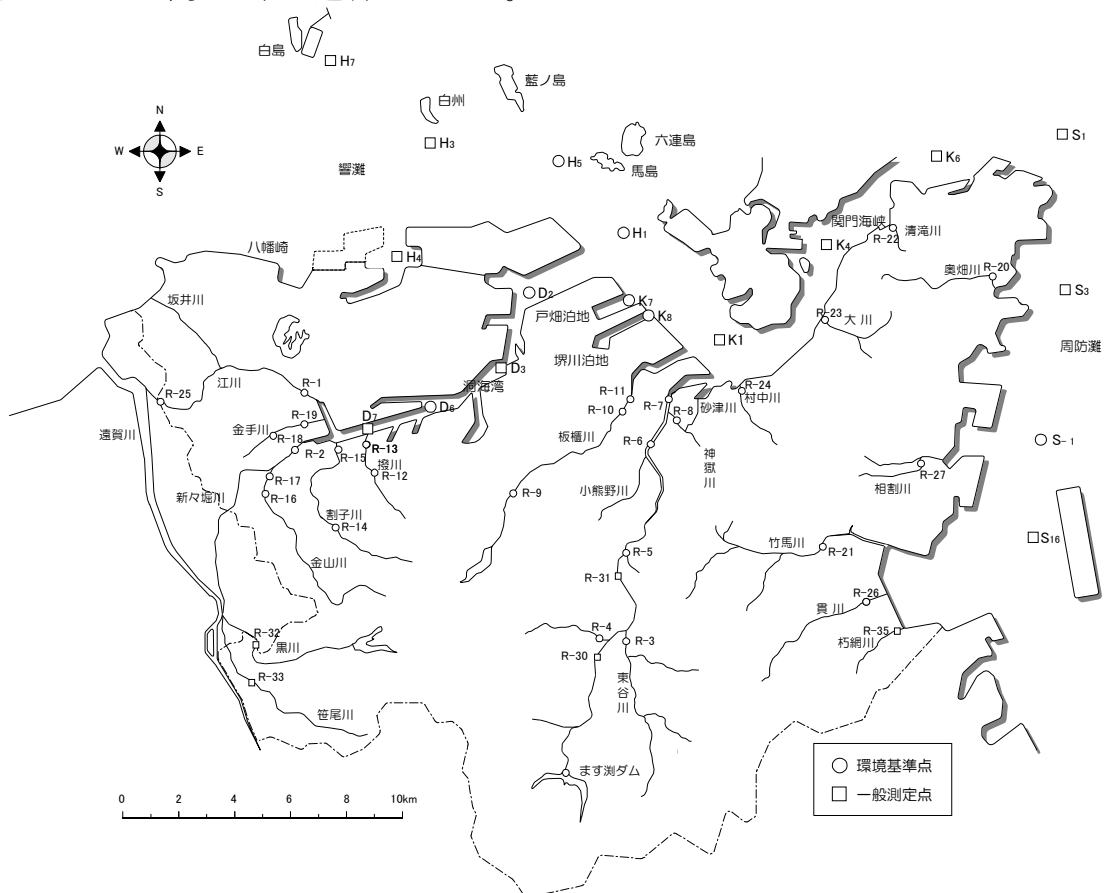


図-2 河川・湖沼・海域の測定点図

#### (4) 地下水

表-10

市内の全体的な地下水質の状況を把握するため概況調査を、10井戸で実施した結果、1井戸が環境基準に不適合であった。

過去に汚染が確認された井戸を継続的に監視する継続調査は、18井戸で実施し、10井戸が環境基準に不適合であった。

令和5年度以降も、環境基準不適合の井戸について、調査を継続する。また、環境基準を超過した井戸については所有者等に結果を通知するとともに、飲用しないように指導している。

### 3 騒音・振動

#### (1) 自動車騒音

表-11, 12

市内幹線道路228区間を5年計画で評価した結果、道路に面する地域の環境基準が適用され、評価対象となる住居(116,263戸)のうち、昼間(6時~22時)の環境基準適合率は95.8%、夜間(22時~6時)の環境基準適合率は95.5%であった。また、昼夜とも環境基準に適合したのは94.7%であり、昼夜とも環境基準に不適合だったのは3.4%であった。

道路管理者に対し、測定結果を通知するとともに、道路環境の整備・修繕など、騒音低減対策に向けた協力を依頼している。

#### (2) 新幹線騒音・振動

表-13 図-8~10

騒音は、新幹線沿線の5地区19地点のうち15地点で環境基準に適合し、環境基準の適合点が前年度より1地点増える結果であった。また、振動は、測定した5地区10地点全てで、緊急に対策を必要とするレベルを定めた指針値<sup>※2</sup>に適合していた。

JR西日本が防音壁の設置や車両の改善を行っていることから、近年苦情はほとんどないが、今後ともJR西日本へより一層の騒音の低減対策を求めていく。

※2 「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(S51、環境庁長官勧告)

#### (3) 航空機騒音

表-14 図-11

八幡西区及び若松区の12測定地点のうち、令和4年度は6地点(うち1地点は継続測定)で測定した。その結果、全ての地点とも環境基準に適合していた。残る6地点は前年度に測定を行っており、全ての地点で適合していた。

環境基準に適合している地域であっても航空機騒音に関する苦情が寄せられている。航空機騒音対策を進めるために、防衛省へ住宅防音工事助成及びNHK放送受信料補助の区域拡大、並びに環境省へ航空機騒音に係る環境基準の見直しを要望している。

## 4 ダイオキシン類

### (1) 一般環境

表-15~20 図-12~15

大気 4 地点、公共用水域 21 地点（海域 5 地点・河川 15 地点・湖沼 1 地点）、底質 5 地点、生物 2 地点、土壌 5 地点、地下水 1 地点について調査を行った結果、全ての測定地点で環境基準に適合していた。

### (2) 発生源の排出ガス、排水

表-21~24

ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象となる事業場を対象とした市の立入測定の結果は、全て排出基準に適合していた。また同法に基づき事業者から報告のあった自主測定の結果は、1 施設で排出ガスの基準を超過していたため、原因調査と改善対策の実施を指導した。

### (3) 市の一般廃棄物焼却工場

表-25, 26

排出ガスやばいじん等の自主測定の結果、全て基準に適合していた。

## 5 まとめ

今後も、環境モニタリングを通じて、市内の大気、水質などの環境の状況をきめ細やかに把握するとともに、測定結果をホームページに速やかに公開する等、市民への情報提供に努めていく。また、発生源に対する監視・指導や環境アセスメントの適切な審査等により、良好な環境を維持していく。

さらに、光化学オキシダントなど、環境基準不適合の項目については、国の調査研究も注視して知見の蓄積に努め、引き続き市民の快適な生活環境づくりに取り組んでいく。

## 1 大 気

環境基準とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法により定められた基準のこと。

表－1 大気汚染に係る環境基準（二酸化いおう等6物質）

物 質	環境基準	評価方法（長期※）
二酸化 いおう (SO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 年分の「1 時間値の 1 日平均値」から、測定値の高い順に 2%分(概ね 7 日分)を除き、残った測定値の最高値を環境基準と比較する。</li> <li>ただし、2 日以上連続して 1 日平均値が環境基準を超えた場合は不適合とする。</li> </ul>
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下、かつ、1 時間値の 8 時間 平均値が 20ppm 以下	同上
浮遊粒子状 物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下、かつ、1 時間 値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下	同上
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ～0.06ppm のゾーン内かそれ 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間の「1 時間値の 1 日平均値」から値の低い順に 98%目に当たるデータを環境基準と比較する。</li> </ul>
光化学オキ シダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>連続又は随時行った測定結果の 1 時間値により、測定を行った日について環境基準と比較して評価を行う。</li> </ul>
微小粒子状 物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下、 かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定結果の 1 年平均値を環境基準と比較する。</li> <li>1 年平均値が非達成で、非黄砂期間中の測定結果の平均値が環境基準を達成している場合、「黄砂の影響で非達成」と注釈を付す。</li> </ul>

備考：上記 6 物質の環境基準による大気汚染の評価には、短期的評価と長期的評価がある。

二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については短期的評価と長期的評価、二酸化窒素、微小粒子状物質については長期的評価、光化学オキシダントについては短期的評価を行うこととなっている。

表－2 大気汚染に係る環境基準と評価方法(ベンゼン等 4 物質及びダイオキシン類)

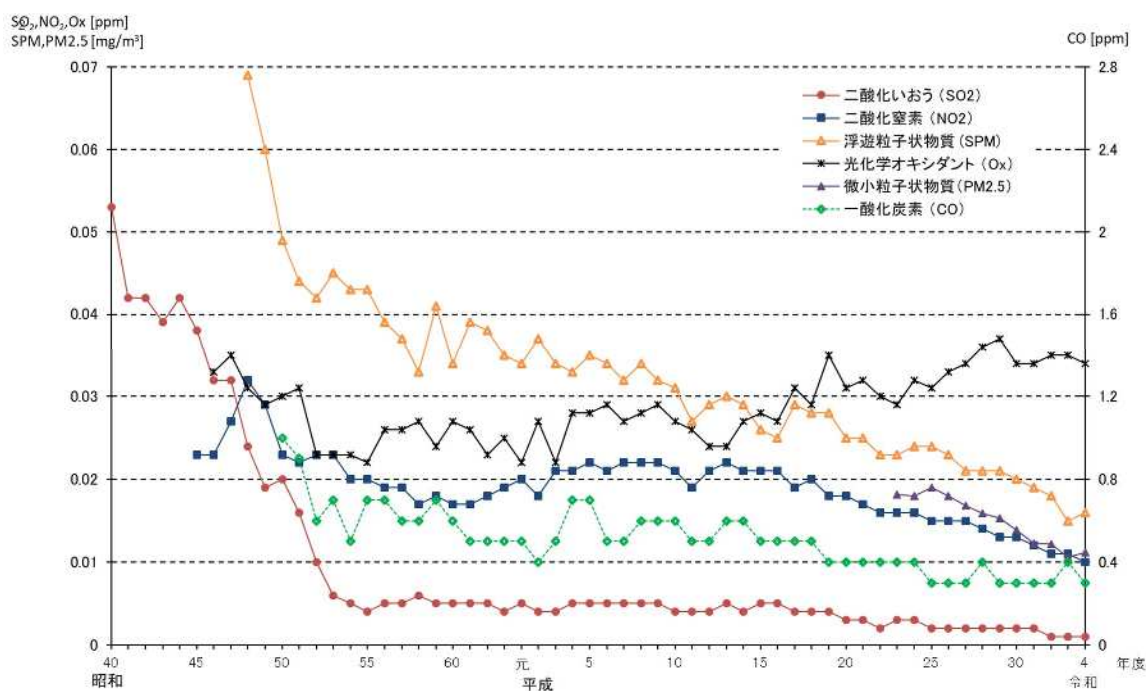
物質	環境基準	評価方法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一地点で連続 24 時間サンプリングした測定値(原則月 1 回以上)を算術平均した年平均値で評価する。</li> </ul>
トリクロロエチ レン	1 年平均値が 0.13mg/m <sup>3</sup> 以下	同上
テトラクロロエ チレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下	同上
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下	同上
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一測定点における 1 年間のすべての検体の測定値の算術平均値で評価する。</li> </ul>

表－3 大気汚染に係る環境基準適合状況の推移（二酸化いおう等6物質）

区分	項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		適合局 ／ 測定局数	適合 率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適合 率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適合 率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適合 率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適合 率 (%)
一般環境 大気 測定局	二酸化いおう	14/14	100	8/8	100	8/8	100	8/8	100	8/8	100
	二酸化窒素	14/14	100	13/13	100	13/13	100	13/13	100	13/13	100
	一酸化炭素	1/1	100	1/1	100	1/1	100	1/1	100	1/1	100
	浮遊粒子状物質	14/14	100	10/10	100	10/10	100	10/10	100	10/10	100
	光化学オキシダント	0/14	0	0/13	0	0/13	0	0/13	0	0/13	0
	微小粒子状物質	6/10	60	10/10	100	10/10	100	10/10	100	10/10	100
自動車 排出ガス 測定局	二酸化窒素	5/5	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100
	一酸化炭素	5/5	100	2/2	100	2/2	100	2/2	100	2/2	100
	浮遊粒子状物質	5/5	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100
	光化学オキシダント	-	-	0/1	0	0/1	0	0/1	0	0/1	0
	微小粒子状物質	0/1	0	2/2	100	2/2	100	2/2	100	2/2	100

備考：適合状況は、長期的評価によるものである（光化学オキシダントは短期的評価によるものである）。

：令和元年度からは、適正配置による測定局の名称変更及び新設・廃止を行ったため測定局数に変更がある。



図－3 大気汚染状況の経年変化（一般環境大気測定局の年平均値）

表－4 大気汚染に係る環境基準適合状況の推移  
(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)

項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	適合局 / 測定局数	適合 率 (%)	適合局 / 測定局数	適合 率 (%)	適合局 / 測定局 数	適合 率 (%)	適合局 / 測定局数	適合 率 (%)	適合局 / 測定局 数	適合 率 (%)
ベンゼン	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100
トリクロロエチレン	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100
テトラクロロエチレン	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100
ジクロロメタン	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100

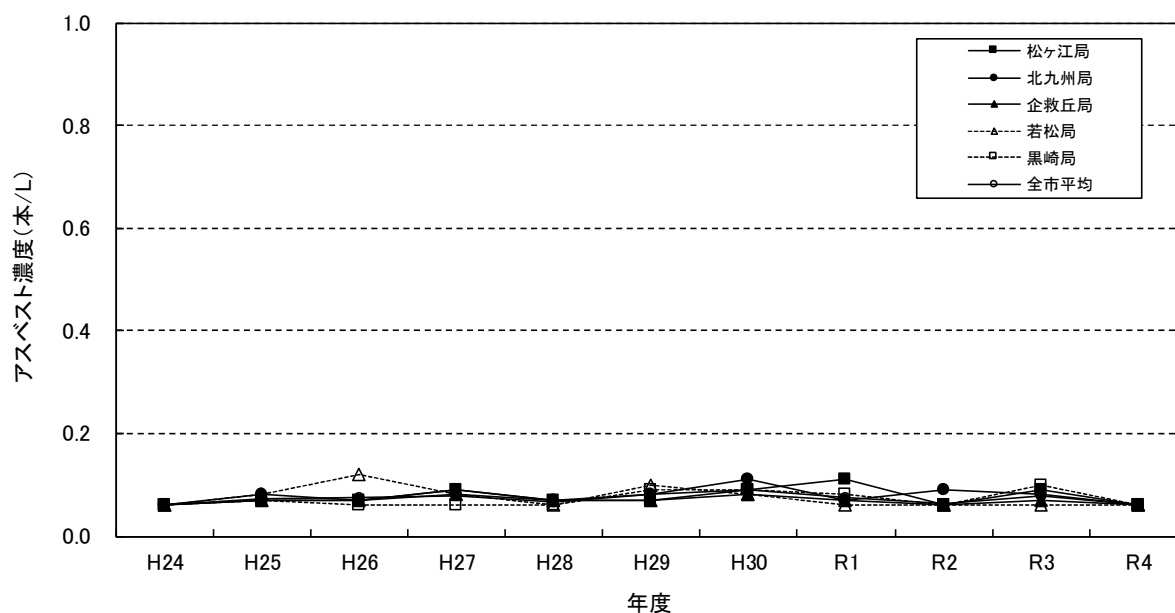
備考：測定局は、一般環境大気測定局（北九州局、企救丘局、若松局）及び自動車排出ガス測定局（西本町自排局）の計4局。

表－5 アスベスト濃度の推移（年平均値）

（単位：本/L）

測定局	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①松ヶ江局	0.09	0.11	0.06	0.09	0.06
②北九州局	0.11	0.07	0.09	0.08	0.06
③企救丘局	0.08	0.07	0.06	0.07	0.06
④若松局	0.08	0.06	0.06	0.06	0.06
⑤黒崎局	0.09	0.08	0.06	0.10	0.06
全市平均	0.09	0.08	0.07	0.08	0.06

備考：アスベストモニタリングマニュアルに基づき、測定値はアスベストを含む総繊維数である。



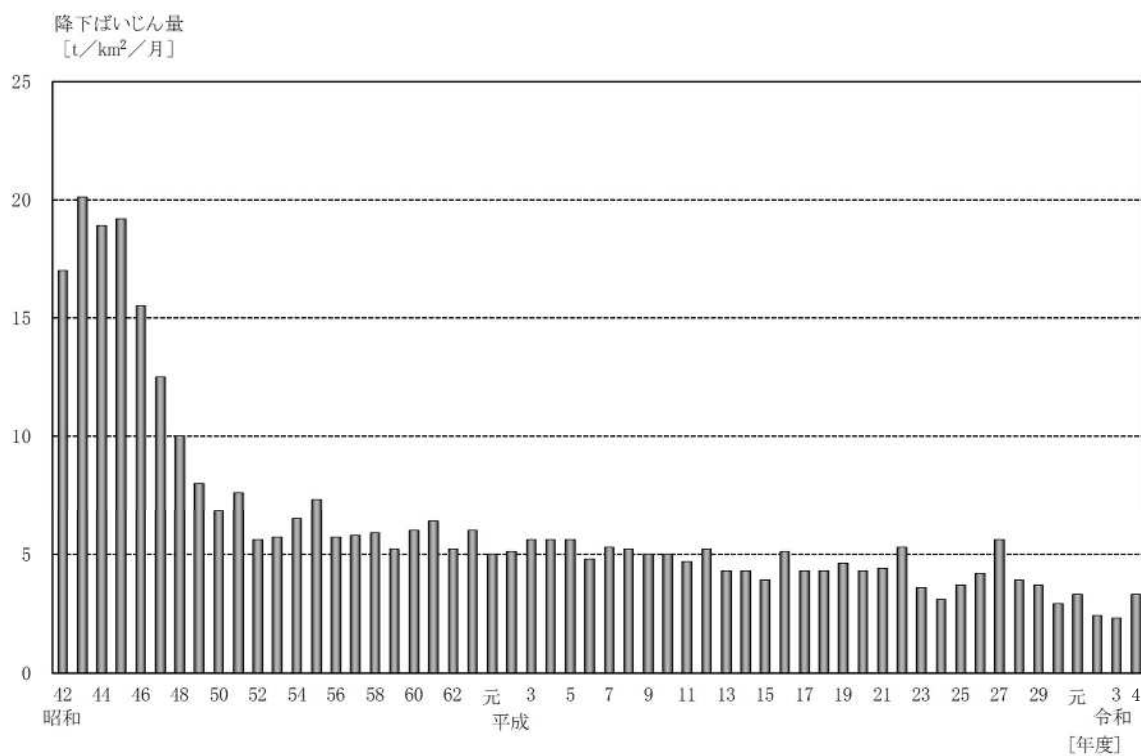
図－4 アスベスト濃度の推移（年平均値）

表－6 降下ばいじん濃度の推移（年平均値）

（単位：t/km<sup>2</sup>/月）

区 分	測 定 場 所	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
門 司 区	①松ヶ江局	3.5	3.9	2.6	2.5	4.2
小倉北区	②北九州局	2.4	3.0	1.8	2.0	2.7
小倉南区	③城南中学校	2.7	2.7	2.6	1.9	3.1
	④道原浄水場	2.3	3.2	2.3	1.7	2.7
若 松 区	⑤若松競艇場	4.1	4.0	3.1	3.4	4.2
	⑥若松消防署	2.8	3.3	2.4	2.3	3.2
	⑦小石小学校	3.0	3.1	2.1	2.4	3.6
八幡東区	⑧尾倉団地 *	2.2	2.9	2.1	1.8	2.5
八幡西区	⑨藤田ポンプ場	3.3	3.5	2.1	2.5	3.4
	⑩穴生浄水場	1.8	2.3	2.0	1.3	2.0
戸 畑 区	⑪小芝アパート	3.6	4.4	3.5	3.9	4.4
全 市 平 均		2.9	3.3	2.4	2.3	3.3

\*：R5.3から八幡東区役所別館に変更



図－5 降下ばいじん濃度の推移（全市の年平均値）



## 2 水 質

表－7 河川水質調査結果（BOD）

（単位：mg/L）

区分	河川名	測定地点名	環境基準		BOD 75%値	環境基準 適否
			類型	基準値		
環境 基準 点	①江 川	栄橋	D	8	0.9	○
		江川橋	C	5	1.0	○
	②新々堀川	本陣橋	C	5	1.3	○
	③紫 川	加用橋	A	2	0.5	○
		御園橋	A	2	0.5	○
		志井川下流点（錦橋）	A	2	0.5	○
		紫川取水堰（貴船橋上流）	A	2	0.6	○
		勝山橋	B	3	0.8	○
	④神 嶽 川	旦過橋	B	3	0.7	○
	⑤板 櫃 川	指場取水堰（景勝橋上流）	A	2	<0.5	○
		境橋	A	2	0.5	○
		新港橋	B	3	0.7	○
	⑥撥 川	旧厚生年金病院横の橋（岸ノ浦橋）	B	3	<0.5	○
		JR 引込線横の橋	C	5	0.6	○
	⑦割 子 川	的場橋	B	3	<0.5	○
		JR 鉄橋下（皇陣橋下流）	D	8	1.3	○
⑧金 山 川	則松井堰（氏田橋）	C	5	1.8	○	
	新々堀川合流前（長尾橋）	C	5	1.6	○	
⑨金 手 川	矢戸井堰（矢石橋）	B	3	0.9	○	
	洞北橋	D	8	1.0	○	
⑩奥 畑 川	宮前橋	A	2	0.5	○	
⑪竹 馬 川	新開橋	D	8	2.6	○	
⑫清 滝 川	暗渠入口	A	2	<0.5	○	
⑬大 川	大里橋	B	3	0.8	○	
⑭村 中 川	村中川橋	B	3	0.6	○	
⑮貫 川	神田橋 * 彎(くつわ)橋で採水	B	3	0.5	○	
⑯相 割 川	恒見橋	B	3	0.6	○	

備考：健康項目（カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、砒素等27項目）は、ほう素及びふっ素を除き適合。

表－8 海域水質調査結果

【COD】 (単位：mg/L)

区分	水域名	測定地点	環境基準		COD 75%値	環境基準 適否
			類型	基準値		
環境基準点	①洞海湾	D2	B	3	2.2	○
		D6	C	8	3.2	○
	②響灘	H1	A	2	1.5	○
		H5	A	2	1.3	○
	③戸畑泊地	K7	C	8	1.6	○
	④堺川泊地	K8	C	8	1.6	○
⑤周防灘	S-1	A	2	1.7	○	
一般測定点	①洞海湾	D3	C	8	2.0	○
		D7	C	8	2.4	○
	②響灘	H3	A	2	1.1	○
		H4	A	2	1.4	○
		H7	A	2	1.0	○
	③関門海峡	K1	A	2	1.2	○
		K4	A	2	1.3	○
		K6	A	2	1.4	○
	④周防灘	S1	A	2	1.7	○
		S3	A	2	1.7	○
S16		A	2	1.8	○	

備考：健康項目（カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、砒素等25項目）についてはすべて適合。

【全窒素及び全りん】 (単位：mg/L)

指定水域名	類型	環境基準点	全窒素及び全りん 基準値	平均値	適否
①洞海湾	Ⅳ	D2、D6 K7、K8	全窒素 1 以下	0.62	○
			全りん 0.09 以下	0.034	○
②響灘及び周防灘	Ⅱ	S-1	全窒素 0.3 以下	0.13	○
			全りん 0.03 以下	0.016	○
③響灘及び周防灘	Ⅱ	H1、H5	全窒素 0.3 以下	0.13	○
			全りん 0.03 以下	0.014	○

表－9 湖沼水質調査結果

【COD】 (単位：mg/L)

水域	類型	環境基準	75%値	環境基準適否
ます淵ダム貯水池 (全域)	湖沼 A	3 以下	1.7	○

備考：健康項目（カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、ヒ素等27項目を測定）についてはすべて適合。

【全りん】 (単位：mg/L)

水域	類型	環境基準	平均値	環境基準適否
ます淵ダム貯水池 (全域)	湖沼Ⅱ	0.01 以下	0.004	○

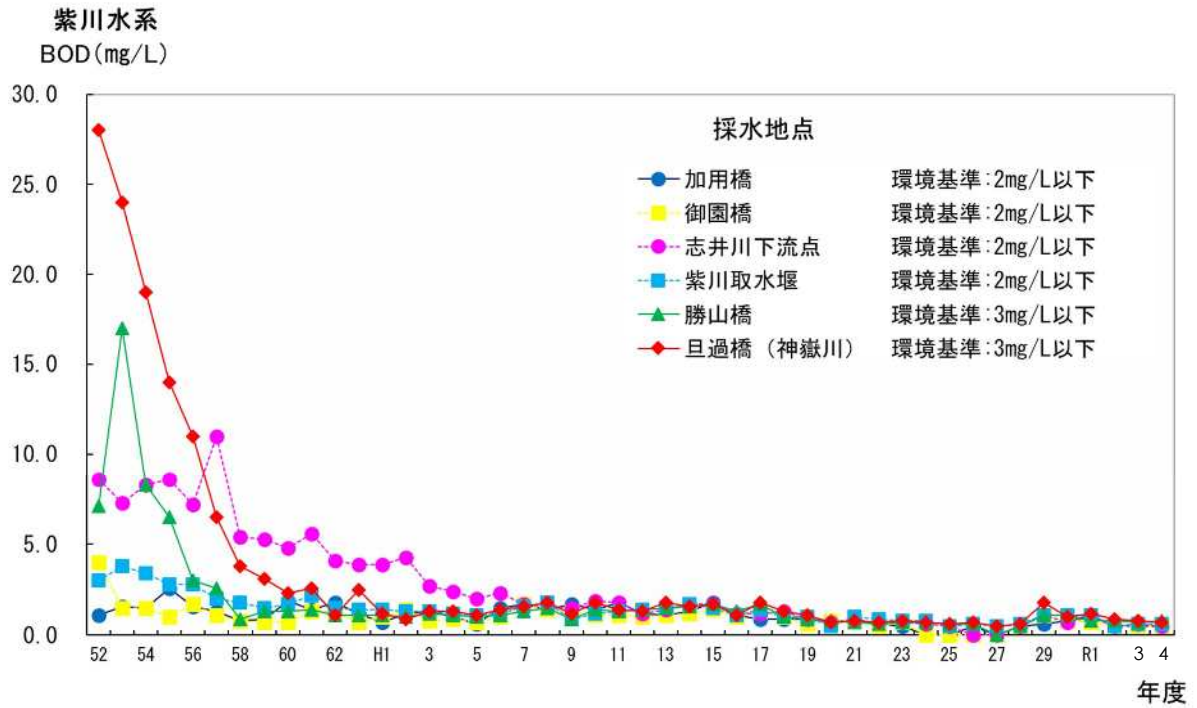


図-6 紫川におけるBODの推移 (75%値)

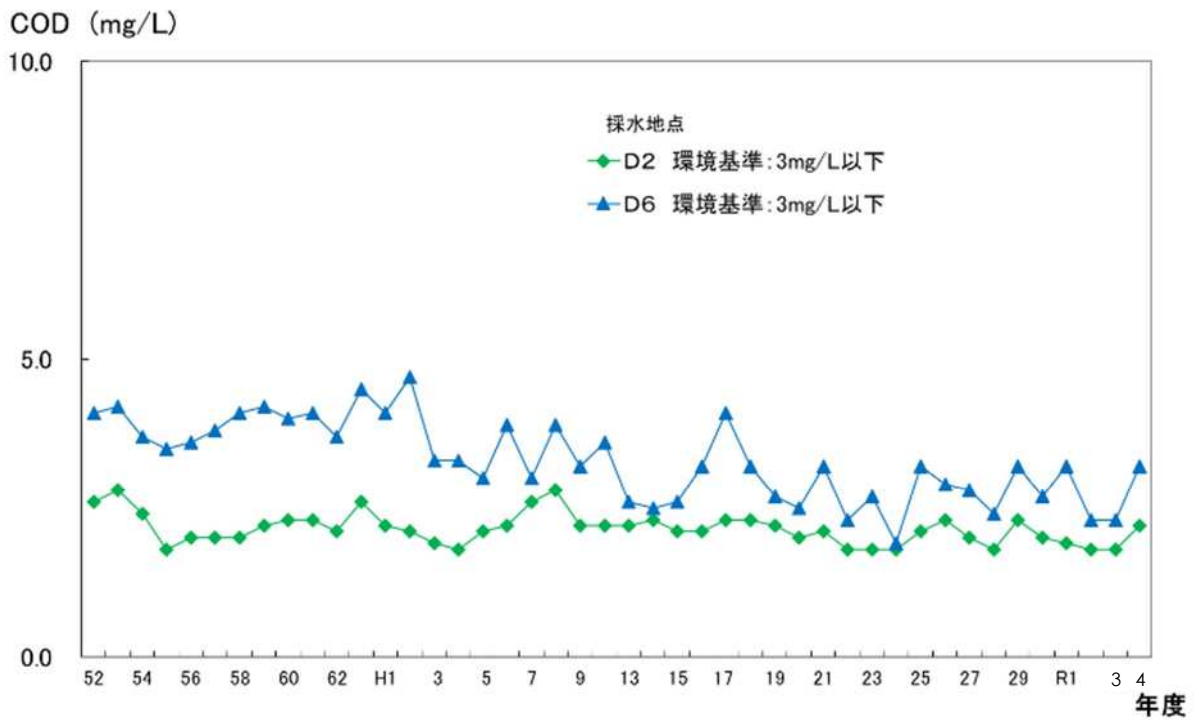


図-7 洞海湾におけるCODの推移 (75%値)

表-10 地下水質調査結果

		概況調査		汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査		環境基準値 (単位：mg/L)
		調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	
調査井戸数		10	—	2	—	18	—	
環境基準項目	カドミウム	10	0					0.003 以下
	全シアン	10	0					検出されないこと
	鉛	10	0					0.01 以下
	六価クロム	10	0					0.05 以下
	砒素	10	1	2	0	5	4	0.01 以下
	総水銀	10	0					0.0005 以下
	PCB	10	0					検出されないこと
	ジクロロメタン	10	0					0.02 以下
	四塩化炭素	10	0			7	1	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	10	0					0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	10	0			7	0	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	10	0			7	0	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	10	0					1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	10	0					0.006 以下
	トリクロロエチレン	10	0			7	0	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	10	0			7	4	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	10	0					0.002 以下
	チウラム	10	0					0.006 以下
	シマジン	10	0					0.003 以下
	チオベンカルブ	10	0					0.02 以下
	ベンゼン	10	0					0.01 以下
	セレン	10	0					0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0			5	1	10 以下
	ふっ素	10	0					0.8 以下
ほう素	10	0					1 以下	
クロロエチレン	10	0			7	0	0.002 以下	
1,4-ジオキサン	10	0					0.05 以下	
※	PFOS 及び PFOA	4	0			1	0	0.00005 以下(暫定)
超過井戸数の合計		—	1	—	0	—	10	

備考：令和4年度の調査井戸数は、30井戸である。

※：要監視項目

### 3 騒音・振動

表－11 自動車騒音に係る環境基準適合状況

		昼間適合	夜間適合	昼夜ともに 適合	昼夜ともに 不適合	対象戸数
近接空間 道路端から0～20m (2車線以下は15m)	環境基準適合戸数	51,915 戸	51,635 戸	50,913 戸	3,204 戸	55,841 戸
	適合率	93.0%	92.5%	91.2%	5.7%	
非近接空間 道路端から20～50m (2車線以下は15m～50m)	環境基準適合戸数	59,468 戸	59,350 戸	59,154 戸	758 戸	60,422 戸
	適合率	98.4%	98.2%	97.9%	1.3%	
評価範囲全体	環境基準適合戸数	111,383 戸	110,985 戸	110,067 戸	3,962 戸	116,263 戸
	適合率	95.8%	95.5%	94.7%	3.4%	

表-12 自動車騒音測定結果（令和4年度実測による区間）

番号	測定区間	対象道路	測定日	等価騒音レベル $L_{Aeq}$ [デシベル] 【環境基準値】			
				R4年度測定結果		前回測定結果	
				昼間 【70】	夜間 【65】	昼間 【70】	夜間 【65】
1	八幡西区黒崎三丁目 ～八幡西区陣原二丁目	一般国道3号	R4.11.30	△ 73	△ 69	△ 72	△ 68
2	門司区春日町 ～門司区大字伊川	主要県道 門司行橋線	R4.12.1	69	65	△ 71	△ 68
3	門司区東本町二丁目 ～門司区老松町	一般国道2号	R4.12.1	69	△ 67	69	△ 68
4	北九州市小倉北区明和町 ～小倉北区香春口二丁目	一般国道3号	R4.12.1	68	63	67	64
5	八幡東区西本町一丁目 ～八幡東区前田三丁目	一般国道3号	R4.11.30	△ 73	△ 69	70	△ 66
6	小倉南区津田一丁目 ～小倉南区下貫二丁目	一般国道10号	R4.12.1	69	65	70	64
7	門司区大里本町二丁目 ～小倉北区末広一丁目	一般国道199号	R4.12.1	△ 71	△ 68	△ 72	△ 69
8	小倉北区末広一丁目 ～小倉北区浅野二丁目	一般国道199号	R4.12.1	67	62	—	—
9	八幡西区御開四丁目 ～八幡西区自由ヶ丘	一般国道199号	R4.11.30	△ 71	65	70	65
10	八幡西区大字野面 ～八幡西区大字野面	一般国道200号 (直方BP)	R4.11.30	63	56	62	54
11	若松区二島六丁目 ～若松区高須西二丁目	主要県道 北九州芦屋線	R4.11.30	68	59	70	61
12	八幡西区木屋瀬四丁目 ～八幡西区大字楠橋	主要県道 直方水巻線	R4.11.30	△ 73	△ 68	△ 74	△ 68
13	小倉南区大字貫 ～小倉南区中曾根三丁目	一般県道 新道寺曾根線	R4.12.1	63	55	—	—
14	八幡西区本城一丁目 ～八幡西区熊手	一般県道 本城熊手線	R4.11.30	△ 72	△ 67	△ 72	△ 67
15	八幡西区大字熊手 ～八幡西区皇后崎町	一般国道3号 (黒崎BP)	R4.11.30	58	50	57	52
16	八幡西区船越三丁目 ～八幡西区上香月	一般国道200号	R4.11.30	70	64	△ 75	△ 68
17	小倉北区弁天町 ～小倉北区片野五丁目	一般市道 弁天町東篠崎1号線	R4.12.1	68	65	△ 70	△ 66
18	八幡西区上の原四丁目 ～八幡西区下上津役四丁目	一般国道200号	R4.11.30	△ 72	65	△ 74	△ 66
19	八幡西区大字熊手 ～八幡東区東田一丁目	一般国道3号(黒崎BP)	R4.11.30	69	62	—	—
20	小倉北区浅野一丁目 ～小倉北区京町三丁目	砂津京町1号線(博労町線)	R4.12.1	61	55	—	—

$L_{Aeq}$ ：等価騒音レベル 昼間：6時～22時 夜間：22時～6時

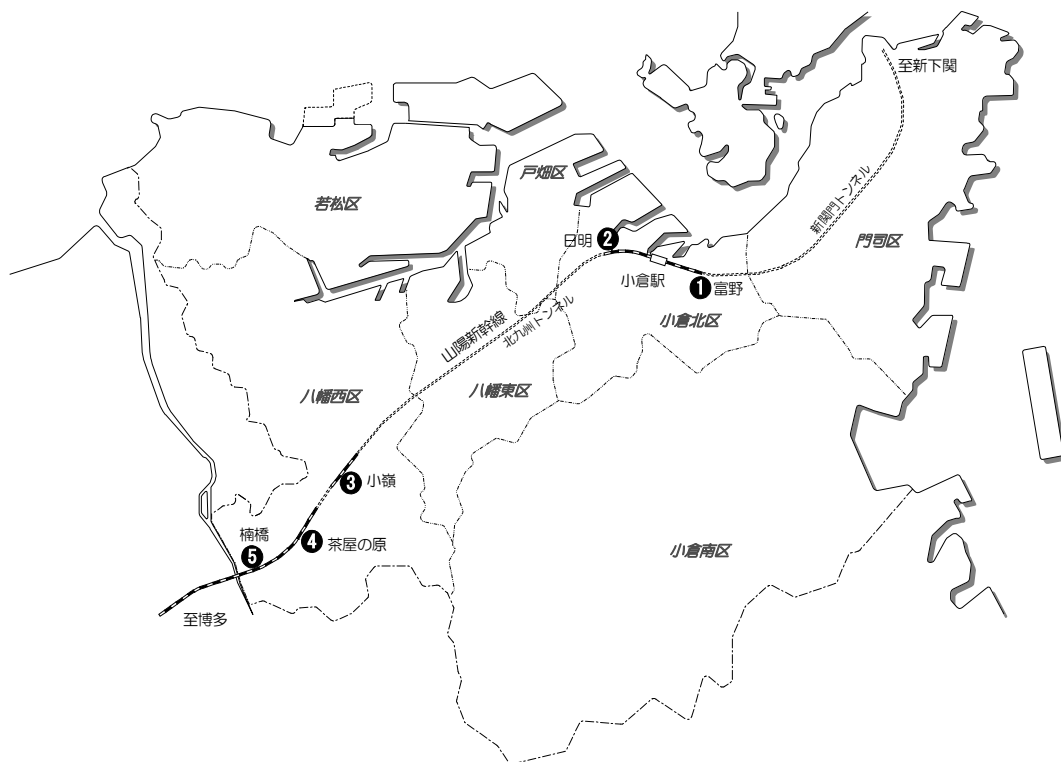
△：測定地点において環境基準（昼間70デシベル、夜間65デシベル）に不適合

▲：測定地点において要請限度（昼間75デシベル、夜間70デシベル）を超える（測定期間が要請限度の基準に満たないため参考とする）

近接空間：道路端から0～20m(2車線以下は0～15m) 非近接空間：20～50m(2車線以下は15～50m)

＜自動車騒音常時監視の評価方法について＞

騒音規制法第18条に基づく自動車騒音の常時監視については、環境省「自動車騒音常時監視マニュアル」に基づき、「実測により評価する方法」以外に、「他の評価区間を準用する方法」や「予測モデルにより計算する方法」にて、自動車騒音の環境基準適合率の評価を行っている。

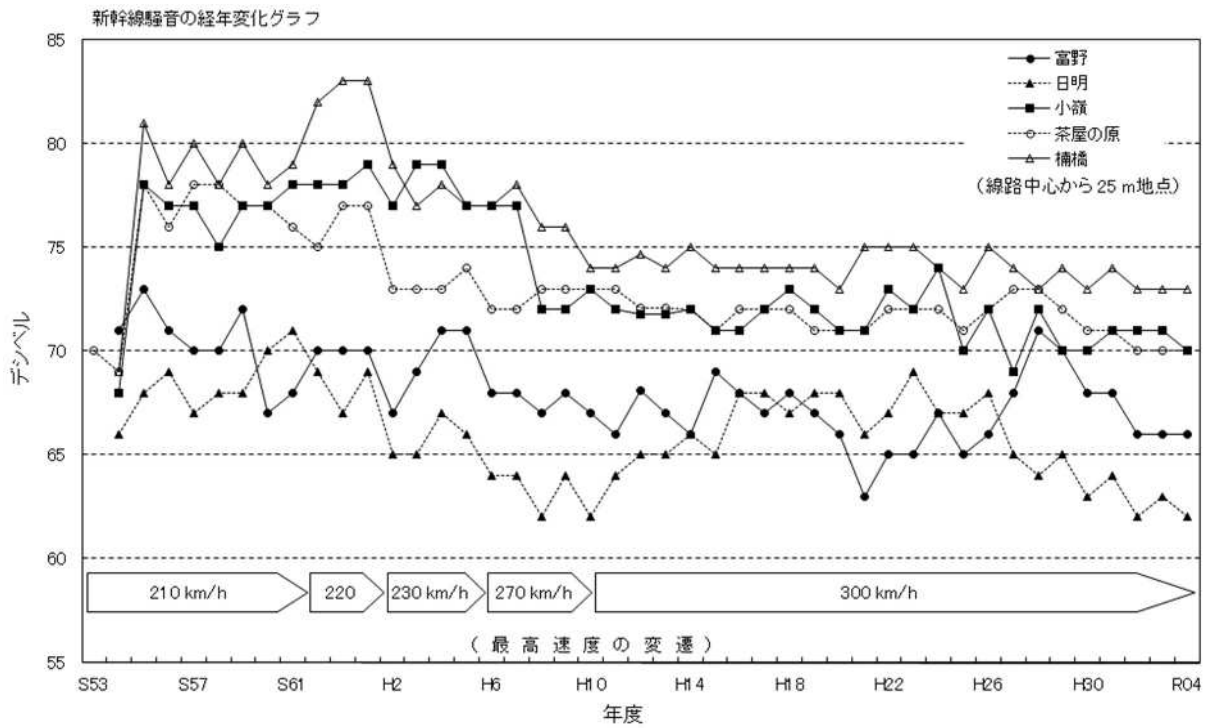


図－8 新幹線鉄道騒音の測定地点

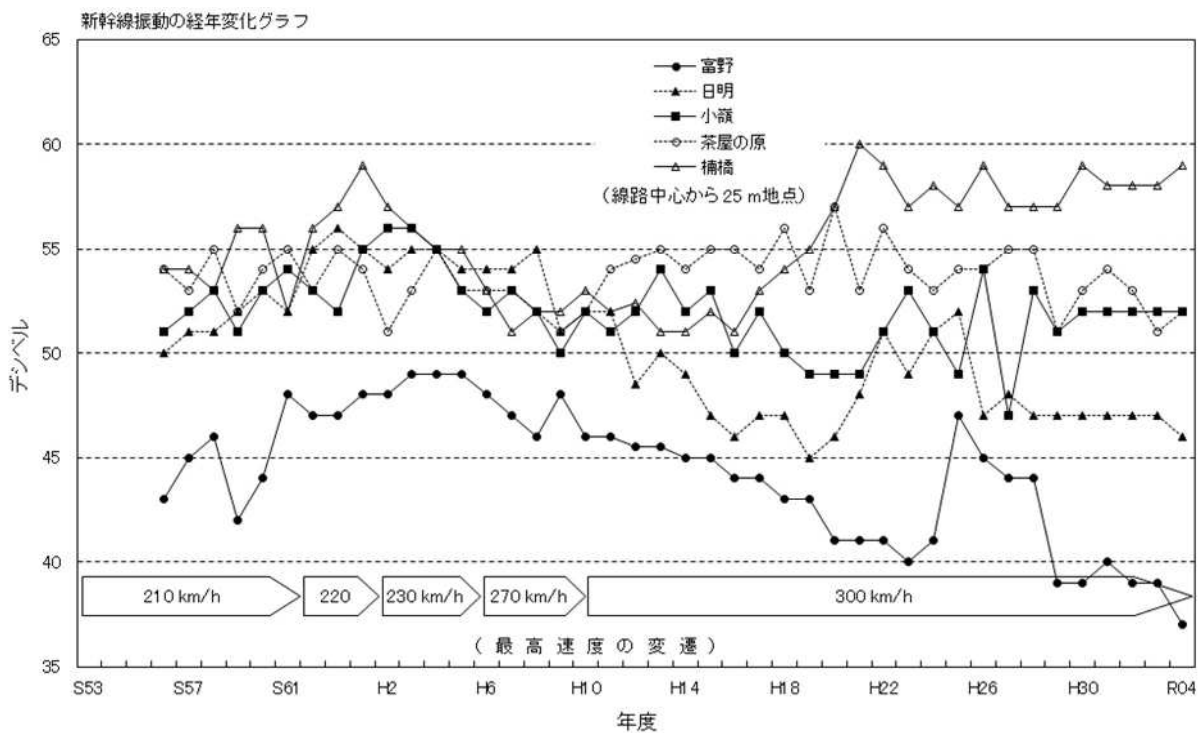
表－13 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

地区番号	地区名	場所	軌道構造	測定日	騒音 (デシベル)						振動 (デシベル)		列車速度 (km/h)		
					環境基準		測定値				指針値	測定値			
					地域類型	基準値	12.5m	25m	50m	100m		200m		12.5m	25m
①	富野	小倉北区 上富野一丁目	高架	R4.10.19	I	70	70	66	60	-	-	70	46	37	97
②	日明	小倉北区 平松町	高架	R4.10.26	II	75	65	62	61	-	-	70	47	46	132
③	小嶺	八幡西区 小嶺三丁目	盛土	R4.11.10	I	70	△ 72	70	68	65	-	70	55	52	250
④	茶屋の原	八幡西区 茶屋の原四丁目	盛土	R4.11.16	I	70	70	70	68	64	-	70	60	52	246
⑤	楠橋	八幡西区 大字楠橋	盛土	R4.11.25	I	70	△ 73	△ 73	△ 72	68	66	70	62	59	249

備考：△＝騒音の環境基準または振動の指針値に不適合。

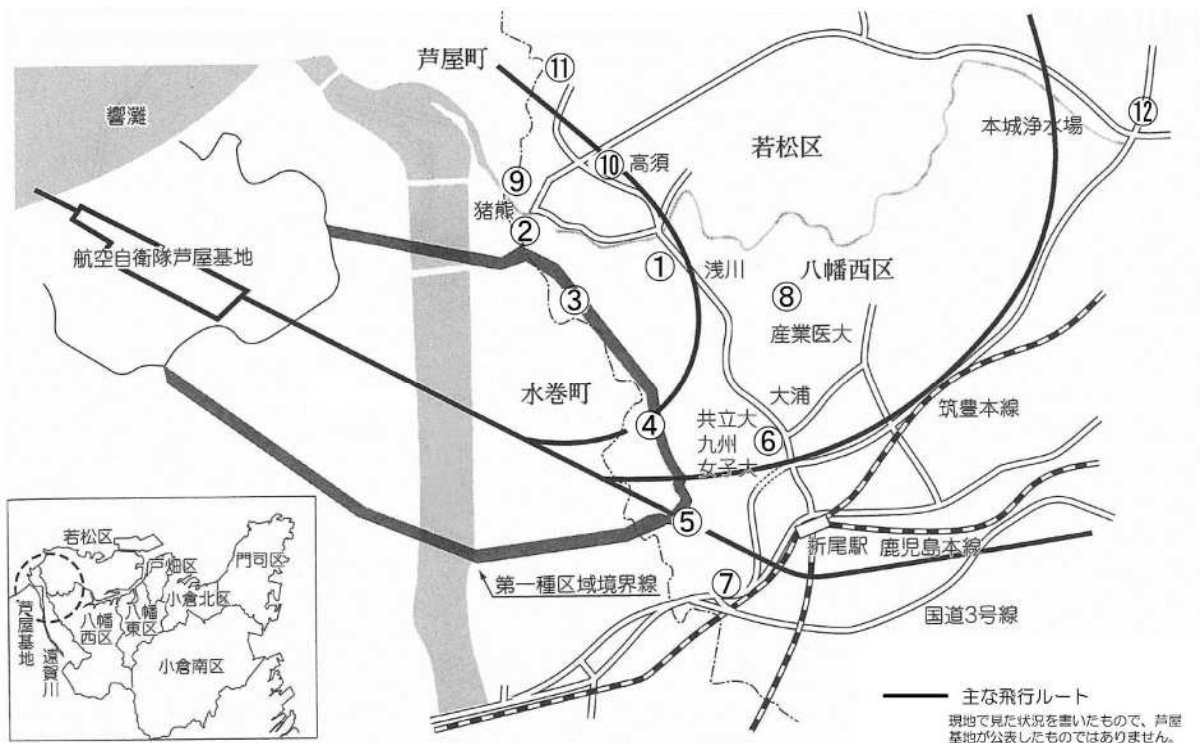


図－9 新幹線鉄道騒音の推移 (線路中心から 25m 地点)



図－10 新幹線鉄道振動の推移 (線路中心から 25m 地点)





番号	測定地点	番号	測定地点
①	八幡西区浅川日の峯二丁目 (浅川児童館)	⑦	八幡西区日吉台一丁目 (折尾愛真学生寮)
②	八幡西区三ツ頭二丁目 (交通局向田営業所)	⑧	八幡西区浅川学園台二丁目 (浅川中学校)
③	八幡西区大字浅川 (日峰配水池)	⑨	若松区高須西二丁目 (高須ハイツ)
④	八幡西区浅川台三丁目 (水洗公園)	⑩	若松区高須東四丁目 (高須小学校)
⑤	八幡西区日吉台一丁目 (折尾西市民センター)	⑪	若松区青葉台西三丁目 (青葉小学校)
⑥	八幡西区自由ヶ丘 (九州共立大学)	⑫	若松区東二島五丁目 (二島小学校)

図-11 芦屋基地航空機騒音の測定地点

表-14 航空自衛隊芦屋基地騒音測定結果

行政区	地点 番号	測定地点		防衛施設 周辺の 区域指定	環境基準		測定値 [L <sub>den</sub> ]	評価期間
					地 域 類 型	基準値 [L <sub>den</sub> ]		
八幡 西区	1	八幡西区 浅川日の峯二丁目1-9	浅川児童館		I	57	51	通年
	2	八幡西区 三ツ頭二丁目25-1	交通局 向田営業所		II	62	48	R4.6.3～ R4.8.11
	(3)	八幡西区 大字浅川	日峰配水池	第一種	II	62	52	R3.11.30～ R4.2.7
	4	八幡西区 浅川台三丁目5	水洗公園	第一種	II	62	55	R4.8.23～ R4.10.31
	(5)	八幡西区 日吉台一丁目22-20	折尾西市民 センター		I	57	53	R3.6.5～ R3.8.13
	(6)	八幡西区 自由ヶ丘1-8	九州共立 大学		I	57	51	R3.6.5～ R3.8.13
	7	八幡西区 日吉台一丁目1-33	民間住宅		I	57	49	R4.8.23～ R4.10.31
	(8)	八幡西区 浅川学園台二丁目4-1	浅川中学校		II	62	51	R3.9.11～ R3.11.19
若松 区	(9)	若松区 高須西二丁目5-25	民間住宅		I	57	51	R3.11.30～ R4.2.7
	10	若松区 高須東四丁目14-1	高須小学校		I	57	51	R4.11.11～ R5.1.19
	(11)	若松区 青葉台西三丁目1-1	青葉小学校		I	57	48	R3.9.11～ R3.11.19
	12	若松区 東二島五丁目13-1	二島小学校		I	57	42	R4.11.11～ R5.1.19

## 4 ダイオキシン類測定結果

### (1) 一般環境の測定結果

#### ア 大気

一般環境大気測定局4箇所(図-12)で年2回又は4回測定した結果、いずれも環境基準(年平均値で、0.6pg-TEQ<sup>\*</sup>/m<sup>3</sup>以下)に適合。

※ TEQ(毒性等量):ダイオキシン類は、約230種類の異性体があり、各異性体ごとに毒性等価係数を濃度に乗じて毒性量を算出し、全異性体の毒性量を合計したものの。

表-15 一般環境大気中のダイオキシン類濃度 (単位: pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査地点	5月	8月	11月	2月	平均値
門司区(松ヶ江)		0.0068		0.011	0.0089
小倉南区(企救丘)		0.0098		0.0094	0.0096
若松区(若松)	0.014	0.014	0.018	0.015	0.015
八幡西区(黒崎)		0.0045		0.010	0.0073
				全市平均	0.010

( )内は、一般環境大気測定局名

#### イ 水質

海域の環境基準点5地点(図-13)、河川最下流の環境基準点15地点、湖沼の環境基準点1地点(図-14)で測定した結果、全ての地点で環境基準(1pg-TEQ/L以下)に適合。

表-16 海域及び河川のダイオキシン類濃度 (単位: pg-TEQ/L)

調査地点			測定結果
水域区分	海域・河川名	地点名	
海 域	①洞海湾	D2	0.25
		D6	0.18
	②響灘	H1	0.12
		H5	0.10
	③周防灘	S-1	0.071
河 川	①江 川	栄橋	0.17
		江川橋	0.082
	②新々堀川	本陣橋	0.071
	③撥 川	JR引込線横	0.071
	④割子川	JR鉄橋下	0.086
	⑤金手川	洞北橋	0.079
	⑥板櫃川	新港橋	0.22
	⑦紫 川	勝山橋	0.070
	⑧貫 川	神田橋	0.13
	⑨竹馬川	新開橋	0.36
	⑩相割川	恒見橋 <sup>※1</sup>	0.13
	⑪奥畑川	宮前橋	0.12
	⑫清滝川	暗渠入口	0.22
	⑬大 川	大里橋	0.15
⑭村中川	村中川橋	0.16	
湖 沼	ます淵ダム	ダムサイト	0.065

※1 恒見橋は相割川橋で採水。

## ウ 底質

海域の環境基準点 3 地点（図－1 3）、貫川の 1 地点、ます淵ダムの 1 地点（図－1 4）で測定（1 回）した結果、全ての地点で環境基準(150pg-TEQ/g 以下)に適合。

表－1 7 底質のダイオキシン類濃度 (単位：pg-TEQ/g・dry)

調査地点			測定結果
水域区分	海域・河川名	地点名	
海 域	洞海湾	D2	15
		D6	26
	周防灘	S-1	14
河 川	貫川	神田橋	6.8
湖 沼	ます淵ダム	ダムサイト	6.6

## エ 生物

海域の 2 地点（図－1 3）で水生生物（カワハギ、ガザミ）を対象に測定（1 回）した。なお、魚介類については、評価する基準値は設定されていない。

表－1 8 生物中のダイオキシン類濃度 (単位：pg-TEQ/g)

調査地点			種類	測定結果
水域区分	海域名	地点名		
海 域	洞海湾	D2	カワハギ	0.10
	周防灘	S-1	ガザミ	0.35

## オ 土壌

5 地点(図－1 5)で測定（1 回）した結果、全地点で環境基準(1,000pg-TEQ/g 以下)に適合。

表－1 9 土壌のダイオキシン類濃度 (単位：pg-TEQ/g)

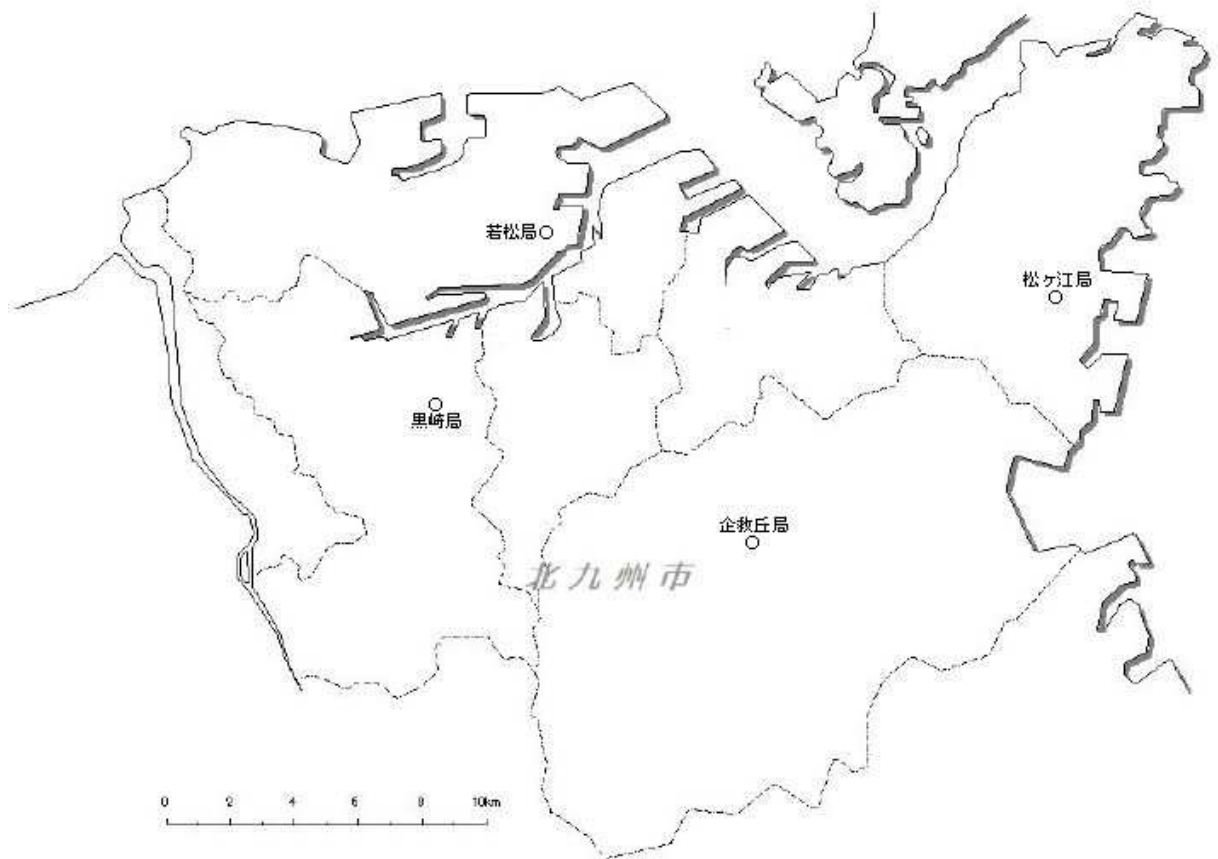
調査地点		測定結果
若松区	東二島	0
小倉南区	新道寺	0.24
八幡東区	桃園	0.57
八幡西区	光貞台	6.7
八幡西区	大膳	0.24

## カ 地下水

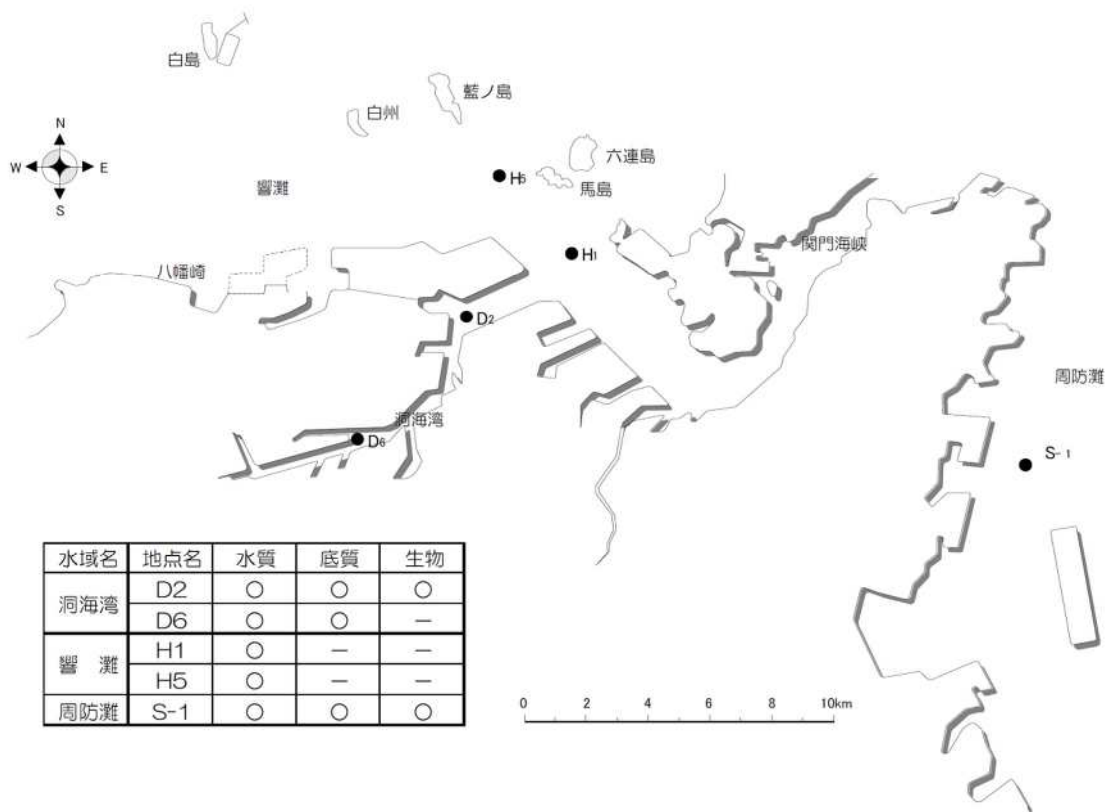
市内の 1 地点(図－1 5)で測定（1 回）した結果、環境基準(1pg-TEQ/L 以下)に適合。

表－2 0 地下水のダイオキシン類濃度 (単位：pg-TEQ/L)

調査地点	測定結果
戸畑区千防	0.071



図－1 2 一般環境大気中のダイオキシン類調査地点



図－1 3 海域における水質・底質・生物中のダイオキシン類調査地点

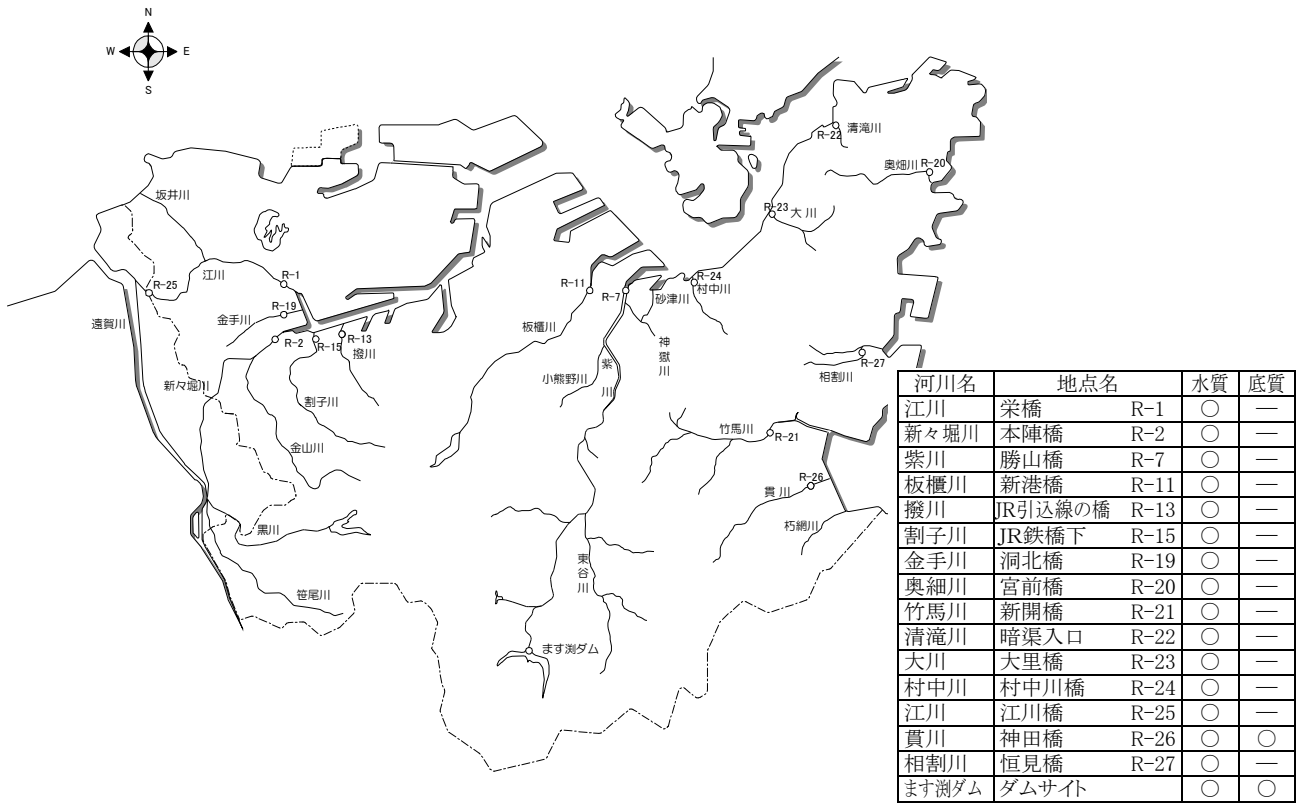


図-14 河川及び湖沼における水質・底質のダイオキシン類調査地点

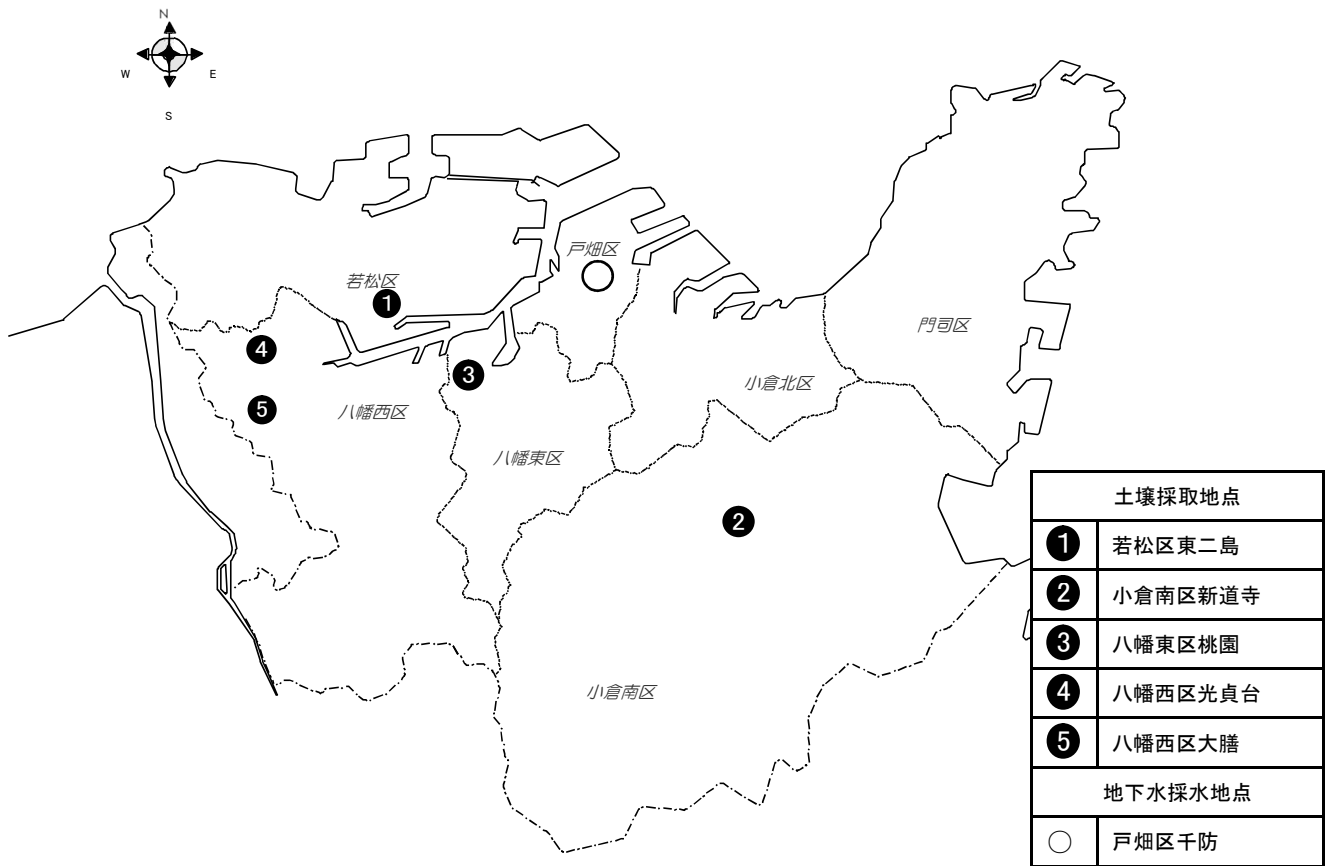


図-15 土壌・地下水中のダイオキシン類調査地点

(2) 発生源の監視測定結果

ア 事業場排出ガスの立入測定

3 事業場 4 施設について立入測定した結果、全ての施設で排出基準に適合していた。

表－2 1 事業場排出ガス中のダイオキシン類の測定結果

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup><sub>N</sub>)

施設名			報告数		測定値	排出基準	排出基準に適合しない施設数
			事業場数	施設数			
廃棄物焼却炉	4t/h 以上	既設	1	1	0.093	1	0
		新設	1	1	0.00029	0.1	0
	2t/h～4t/h	既設	1	1	0.043	5	0
		新設	0	0	-	1	0
	2t/h 未満	既設	0	0	-	10	0
		新設	1	1	0.0060	5	0

イ 事業場排水の立入測定

1 事業場 1 排水口について立入測定した結果、排水基準（10pg-TEQ/L）に適合していた。

表－2 2 事業場排水中のダイオキシン類の測定結果

(単位：pg-TEQ/L)

施設名	報告数		測定結果	排水基準	排水基準に適合しない排水口数
	事業場数	排水口数			
廃棄物焼却炉の 廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	1	1	1.8	10	0

### (3) 自主測定の結果

#### ア 大気規制対象施設に係る排出ガス

ダイオキシン類対策特別措置法の対象 27 事業場 (47 施設) のうち、休止中等の 3 事業場 (7 施設) を除く 24 事業場 (40 施設) からの報告の結果、1 施設で基準を超過していたため、原因調査と改善対策の実施を指導した。

表-23 大気規制対象施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度

(単位: ng-TEQ/m<sup>3</sup>)

施設名		報告数		測定結果 (最小~最大)	排出 基準	排出基準に 適合しない 施設数	
		事業場数	施設数				
鉄鋼用焼結炉	既設	1	1	0.0067	1	0	
	新設	0	0	—	0.1	0	
製鋼用電気炉	既設	2	2	0.014~0.33	5	0	
	新設	2	2	0.00023~0.00093	0.5	0	
アルミ焙焼炉 及び溶解炉	既設	1	1	0.024	5	0	
	新設	1	1	0.68	1	0	
廃棄物焼却炉	4t/h 以上	既設	5	11	0.00011~0.15	1	0
		新設	2	4	0.00076~0.0047	0.1	0
	2t/h~4t/h	既設	1	1	0.055	5	0
		新設	2	2	0.11~0.15	1	0
	2t/h 未満	既設	6	6	0.0000043~11	10	1
		新設	7	9	0.0000044~2.1	5	0

#### イ 水質規制対象施設に係る排水水

ダイオキシン類対策特別措置法の対象 4 事業場 5 排水口の全てにおいて排水基準に適合していた。

表-24 水質規制対象施設の排水水中のダイオキシン類濃度

(単位: pg-TEQ/L)

施設名	報告数		測定結果 (最小~最大)	排水基準	排水基準に 適合しない 排水口数
	事業場数	排水口数			
廃棄物焼却炉の 廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	1	1	1.1	10	0
下水道終末処理施設	3	4	0.00034~0.0023	10	0



(4) 一般廃棄物焼却工場

一般廃棄物焼却工場の排出ガス、焼却灰等を対象に測定を実施した。

ア 排出ガス

3工場とも排出基準に適合していた。

表-25 焼却工場の排出ガス中のダイオキシン類濃度

(単位: ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

焼却工場名	施設名	測定結果	排出基準
① 新門司工場	1号炉	0.0047	0.1
	2号炉	0.00076	0.1
	3号炉	0.0016	0.1
② 日明工場	1号炉	0.00015	1
	2号炉	0.00041	1
	3号炉	0.041	1
③ 皇后崎工場	1号炉	0.083	1
	2号炉	0.00013	1
	3号炉	0.0017	1

イ 焼却灰、ばいじん及び排水処理汚泥

3工場とも判定基準 (3ng-TEQ/g) に適合していた。

表-26 焼却工場の焼却灰等に含まれるダイオキシン類濃度

(単位: ng-TEQ/g)

焼却工場名	焼却灰※	ばいじん	排水処理汚泥
①新門司工場	0.00000010	0.94	排水処理汚泥なし
②日明工場	0.016	0.70	0.051
③皇后崎工場	0.0016	0.25	0.0016

※ 新門司工場においては、溶融スラグの測定値を記載。